



# 情報通

2005. March 3月号

発行日:平成17年3月1日

発行:東京税理士会

情報システム委員会

題字「情報通」:金井塚 清(豊島)

## 次は、地方税だ! eLTAXに注目を!!

情報システム委員会では、今年の確定申告の開始を目途に国税の電子申告システムであるe-Taxの活用方法について各種情報を提供するとともに周知啓発方につとめて来たところですが、すでに世間では地方税の電子申告システムが動き始めました。そこで今回の情報通では地方税の電子申告システム「eLTAX (エルタックス)」に注目してみることになります。

まず「eLTAX (エルタックス)」のサイト (<http://www.eltax.jp/>) にアクセスしてみましょう。

**地方税の電子申告がはじまりました。**

ご利用いただける手続き: 法人住民税、法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告手続き

<p>平成17年1月 から</p> <p>岐阜県・大阪府 兵庫県・和歌山県 岡山県・佐賀県</p>	<p>平成17年8月</p> <p>埼玉県・東京都 神奈川県・静岡県 愛知県・三重県 鳥根県</p>	<p>平成18年1月</p> <p>その他の都道府県 および 13政令指定都市</p>	<p>平成18年1月以降</p> <p>全国の市区町村への 拡大</p>
---	--	---	--

(地方税ポータルシステム: エルタックス (eLTAX) ホームページより転載)

情報通の紙面ではお伝えできる内容に限りがありますので、詳しくは上記サイトにアクセスしてご覧下さい。因みに平成17年2月1日午前8時30分から地方税-法人府県民税・法人事業税の電子申告が開始しました。上図のとおり東京都は今年の8月からの実施となっておりますので、今から必要な準備を始めましょう。電子政府実現という旗印のもとで、実は地方税の電子化により納税者、税理士の利便性が高くなると考えられます。と申しますのも地方税の分割法人の場合でも、地方税ポータルシステム (eLTAX) に送信するだけで申告が完了します。地方税ポータルシステムが、提出先の地方公共団体に申告データを転送してくれるからです。

### ◆地方税ポータルシステム (eLTAX) を利用するための手続

#### 1. 利用届出

(1) 利用届出は、国税のe-Taxシステムと同様に「関与先」と「税理士・税理士法人」のそれぞれに必要です。ただし、eLTAXはe-Taxと異なり利用届に「紙」は不要です。このシステムの中に開設された「WEBdesk」の中の利用届出フォームに必要事項を直接入力するインターネット上の手続だけです。

(2) 利用届出にあたっては、本人確認のための電子証明書を付与しま

す。そのため電子証明書の取得が必要になる点は国税のe-Taxシステムと同様です。この際、日本税理士会連合会が発行した税理士用ICカードや公的個人認証のデータが格納された住基カードなどが利用可能となります。

#### 2. 利用通知書の受領

利用届出後に、「利用者ID」(国税の「利用者識別番号」に相当します)や「仮暗証番号」が記載された「利用通知書」が郵送されます。

#### 3. 独自の暗証番号の登録

利用通知書が届きましたら、利用通知書に記載されている「利用者ID」と「仮暗証番号」でこのeLTAXシステムにログインし「独自の暗証番号」の登録を行います。

### ◆地方税ポータルシステム (eLTAX) に利用できるパソコン

1. 「地方税 eLTAX 仕様」では次のいずれかの OS のパソコンが推奨されています。

- ①Microsoft Windows XP Home Edition日本語版
- ②Microsoft Windows XP Professional Edition日本語版
- ③Microsoft Windows 2000 Professional Edition日本語版

2. Webブラウザは、「Internet Explorer 6 Service Pack1」が推奨されています。

## 税理士は情報産業だ!

私たち税理士事務所には、関与先に関する情報を中心に取扱に慎重を期すべきデータが日々蓄積されている事実を踏まえ、情報の安全管理が重要課題になってきたということ個人情報保護の観点から2回にわたってお話ししてきました。シリーズ3回目の今回は、更に歩を進めて「情報セキュリティ」というさらに大きな概念についてお話しします。従来から私たち税理士は、税理士法第38条の守秘義務の規定により関与先情報等については一定の注意を払ってきたところですが、個人情報保護法の要求するところはその範囲を大きく超えていることが分かりました。更に今回は、税理士のリスクマネジメントとしての「情報セキュリティ」について考えることにします。

### 全3回シリーズ 税理士は情報産業だ!!

- 第1回 すべての情報は税理士の手の中に (会報1月号収録)
- 第2回 税理士と個人情報の微妙な関係 (会報2月号収録)
- 第3回 やっぱり大事情報セキュリティ

### 第3回 やっぱり大事情報セキュリティ

#### ◆個人情報保護と情報セキュリティ

前回は、個人情報保護が今後コンプライアンスとして、我々税理士の業務にも今後その遵守が求められるようになってくるようになりましたが、では、情報セキュリティはどうでしょうか?

情報セキュリティは、個人情報保護の前提条件であるとされています(ただし、個人情報保護には取得制限や利用目的の特定など直接情報セキ

リティとは関係しない部分があるため、情報セキュリティ対策を行ってれば個人情報保護対策が全く不要となるわけではありません)。

情報セキュリティとは、情報の機密性、完全性及び可用性を確保し維持すること(JISX5080 0.2.1)とされています。機密性とはアクセスを許可された者だけが情報にアクセスできることを確実にすること、完全性とは、情報及び処理方法が正確であること及び完全であることを保護すること、可用性とは、許可された利用者が、必要ときに、情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすることを意味します。

情報の機密性を正確、かつ完全に守り、情報へのアクセスがルールに基づいて管理されていることが情報セキュリティとして必要とされます。また、情報セキュリティを適切に行うためには、各処置を個別に行うのではなく、一定の方針(情報セキュリティポリシー)に基づいて行うことが望ましいとされています(適切な方針に基づいて情報セキュリティを行わなければ、例えば、ある部署では、コンピューターウイルス対策が厳重に行われているが、別の部署では何も行われておらず、外部からの不正アクセス対策だけが行われているといったように網羅性に欠ける対策となる虞があります)。(12面へつづく)

(左頁から)

また、情報セキュリティの対策として、外部からの機器や媒体の持込み、社内LANへの接続の禁止等が適切に行われていなければ、外部からの記憶媒体(USBメモリなど)によって個人情報が出てしまうなどの危険性があります。

個人情報保護法では、第20条(安全管理措置)において、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とし、個人情報取扱事業者は、個人情報の安全管理を適切に行わなければならないことを規定しています。また、財務省告示第499号においても第9条第1項において「事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とし、第2項では、少なくとも1.個人データへの外部からの不正アクセスを防御する対策、2.個人情報保護管理者の設置、3.従業員による個人データへのアクセスの管理及び個人データの持ち出しの防止に対する措置をとることが求められています。

また、経済産業省のガイドライン(個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対照とするガイドライン(平成16年10月経済産業省))では、さらに詳細に、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならないとしており、組織面、人的な面、物理的及び技術的な面など多面的に安全管理を行うことが求められています。

◆ISMSについて

個人情報保護法にPマーク(プライバシーマーク)という第三者認証制度があったように情報セキュリティについてもISMS、BS7799という第三者認証制度があり、ISMS適合性評価制度は平成14年4月から本格運用されています。ISMS認証取得事業者は現在632社(2005年2月1日現在)で、Pマーク認定事業者(1075社(2005年2月7日現在)より少なく、業種も情報サービス産業が中心になっていますが、リスクマネジメントの観点からすると個人

情報保護に勝るとも劣らず重要で、地方自治体などでは、情報セキュリティポリシーも個人情報保護条例と同等に扱われています(平成16年1月1日時点で都道府県については、46団体が情報セキュリティポリシーを策定済みとなっています(個人情報保護条例は47団体全てが制定済み))。

ただ、ISMSと同等の情報セキュリティ対策を講じることは、個人情報保護に比べて、対象となる資産全てを洗い出すことが必要なこと、リスクに応じてリスク分析を行うことが必要となること等から、体制の構築により時間も費用もかかるという難しさがあります。

◆税理士としてのリスクマネジメント

ISMSやPマークは、

- 1.事故は起きるという前提のもとでの対処であり、
- 2.リスクマネジメントシステムで、
- 3.リーガルリスク、経営上のリスク評価ができること、
- 4.対策の合理性を根拠付ける証拠が収集されることからいわゆるリスク対策の要件を満たしているといわれています。

我々税理士が通常業務を行う上で取り扱う情報は日々増えており、また、業務において専用機を含むコンピューターシステムの利用は不可欠となっています。昨年からは始まったe-Taxや本年からは始まるeLTAXなどネットワークを使った業務も今まで以上に増えることが予想されます。

従来、我々が通常業務を行うに当たり必要としてきた税務会計、関連する法令の知識に加えて今後は、情報や情報システムに対する知識も必須となってくのではないかと考えられます。情報セキュリティや個人情報保護(Pマークを含む)は、それに対する我々のリスクマネジメントであり、また、クライアントに対してのコンプライアンスであることは、一考の余地があるのではないのでしょうか。

我々税理士も今や情報産業の一翼を担う業務を行わざるを得なくなっていると思われれます。最後に税理士は情報産業だ!ということに改めて頭の片隅に置いていただければ幸いです。

サクサ株式会社(旧タムラ電機)製ICカードリーダーライターをご利用の皆様へ

～サクサ社製ICカードリーダーライター(HR330C)用ドライバソフトのリリースについて～

(1)サクサ株式会社及び販売代理店であるテルウェル東日本株式会社のホームページ(下記URL参照)上で、関連Q&Aとドライバ更新情報の掲載及びドライバソフトのダウンロードによる入手が可能になりました。

- ①サクサ株式会社 <http://www.saxa.co.jp/security/card/hr330cq&a2.html>
- ②テルウェル東日本株式会社 <https://www.tos3.e-telwel.com/e-tax/>

→ホームページ掲載内容等の問い合わせは下記までお願いします。

(2)問い合わせ先

- ①サクサ株式会社から購入された方 TEL 03-3493-6914
- ②テルウェル東日本株式会社から購入された方 TEL 03-3341-4813

東京税理士会会員向け IT研修会のご案内

東京税理士会情報システム委員会

1. IT研修・研修内容及び費用

① Word入門 全6時間

【内容】パソコン操作の基本となる文字入力、変換、文書編集、保存、印刷の基礎を習得する。  
【受講の基準】日本語入力やマウスの操作も含めて、まったくパソコン操作経験のない方向けの研修(※1)  
【費用】13,650円(受講料・教材費・消費税込み)

② Excel入門 全6時間

【内容】表計算の基本となるデータ入力、表作成、四則計算、関数計算、グラフ作成、保存などの操作を習得する。  
【受講の基準】パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、Excelなど表計算機能は経験のない方向けの研修(※1)  
【費用】13,650円(受講料・教材費・消費税込み)

③ インターネット入門 全3時間

【内容】インターネットの利用方法、ホームページ検索、閲覧、電子メールの送受信方法を習得する。  
【受講の基準】パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、電子メールとインターネットは経験のない方向けの研修(※1)  
【費用】10,500円(受講料・教材費・消費税込み)

④ セット講座(全4コース)

【内容】上記、①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門を組み合わせて受講し、パソコンの全般的な操作方法を習得する。  
【受講の基準】①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門と同様。  
【費用】A:①Word入門+②Excel入門・・・25,200円  
B:①Word入門+③インターネット入門・・・21,000円  
C:②Excel入門+③インターネット入門・・・21,000円  
D:①Word入門+②Excel入門+③インターネット入門・・・35,700円  
(受講料・教材費・消費税込み)

※1・・・受講の基準は、目安に過ぎないので、自由にご希望の研修をお申込みできます。  
この他にも、中野キャリアスクールによる「しっかりマスターコース」など、もっと勉強されたい方向けのコースもあります。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局業務研修課までTELまたはFAXでご連絡下さい。折り返し、申込み手順、研修教室地図等について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

◆◆会員向けIT研修の申込みについて◆◆

パソコン等の研修事業を実施している「中野キャリアスクール」の協力のもと、主にパソコン操作方法等に関して初心者を対象とした「会員向けIT研修」を開催しております。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局業務研修課までTEL又はFAXでご連絡下さい(書式は何でも結構です)。折り返し、申込み手順、申込み用紙、研修教室地図について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

東京税理士会事務局業務研修課 連絡先 TEL 03-3356-4471 FAX 03-3354-8360

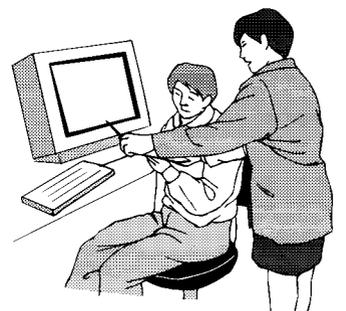
2. 研修日程表及び研修場所について

① Word(6時間)コース

曜日	月・火曜日			水曜日	
時間	*1日3時間ずつ実施し、2日間(月、火)通うコースです。			*1日6時間実施するコースです。	
	17:00~20:00			10:00~17:00(1時間休憩)	
場所	高田馬場	京王八王子	高田馬場	(ご注意) Word入門は、銀座校では実施いたしません。	
月	実施日	講座NO.	講座NO.	実施日	講座NO.
4月	4日・5日	1	31	6日	61
	18日・19日	2	32		
5月	9日・10日	3	33	11日	62
	16日・17日	4	34		

② Excel(6時間)コース

曜日	水曜日	
時間	10:00~17:00(1時間休憩)	
場所	高田馬場	
月	実施日	講座NO.
4月	13日	101
5月	25日	102



③ インターネット(3時間)コース

曜日	水曜日			金曜日		
時間	17:00~20:00			13:00~16:00	17:00~20:00	
場所	高田馬場	京王八王子	高田馬場	銀座		
月	実施日	講座NO.	講座NO.	実施日	講座NO.	講座NO.
4月	6日	—	211	8日	231	8日 261
	20日	201	—	22日	232	22日 262
5月	11日	—	212	13日	233	13日 263
	18日	202	—	20日	244	20日 264